

申告期間中は土・日曜日や夜間も受付！パソコンやスマホで確定申告ができます

国税庁のホームページでは、源泉徴収票などに沿って必要な数字を入力すれば、税額などが自動計算されて、確定申告書を作成することができるページを公開しています。

マイナンバーカードをお持ちの人は、そのまま税務署に申告書を送信（提出）できます（ただし、カードリーダーの事前準備が必要）。マイナンバーカードの読み取り機能があるスマートフォンなら、カードリーダーなしで送信が可能です。

マイナンバーカード（またはカードリーダー）をお持ちでない人でも、申告書をそのまま印刷し、税務署に郵送することで提出ができます。

ホームページは、申告期間中は24時間、土・日曜日、祝日でも受付対応しています。新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症リスク低減のためにも、できる限り、ご自身での確定申告をお願いします。

詳しくは

確定申告 検索



スマートフォンはこちら

新型コロナウイルス感染症対策にご理解・ご協力を！

相談会場では、次の感染予防対策を実施します。

- 受付の際、検温を実施するほか、住所、氏名、連絡先をお伺いします。
- 1日当たりの受付相談者数および待合室への入室者数を制限します。
- 間仕切りを設置し、一定の座席間隔をとります。
- 定期的に室内の換気や消毒を行います。
- 会場内の市職員などは、マスクを着用します。

受付時の検温の際に、37.5度以上の発熱が認められた人や、職員が体調不良であると判断した人（せきが止まらないなど）については、当日の相談をご遠慮いただきます。

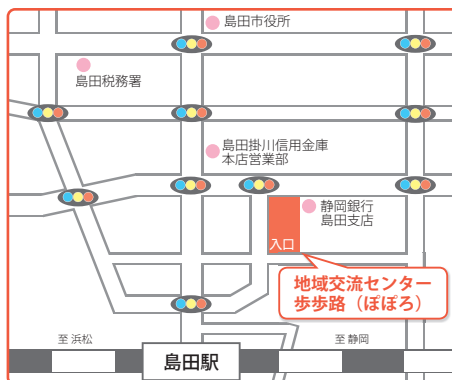
また、緊急事態宣言が発令された場合など、感染拡大の状況により、急ぎよ相談受付を変更・中止する場合があります。この場合は、市ホームページや「まきのはらTeaメール」、牧之原市LINE公式アカウントでお知らせします。

来場する際は、次の事項を必ずお守りください。

- マスクを必ず着用してください。
- 「熱っぽい」「せきが出る」「喉が痛い」「息苦しい」など、体調に少しでも異常がある場合は、来場をご遠慮ください。
- 受付の際、会場（待合室）に入場できる時間をご案内しますので、この時間を遵守してください。
- できる限り少人数でお越しください。

島田税務署の確定申告会場
(住宅借入金等特別控除の説明会会場)

- * 税務署から郵送された確定申告書および確定申告のお知らせハガキがある人は、持参してください。
- * 島田市地域交流センターへの問い合わせはご遠慮ください。



【所在地】島田市本通3丁目6番の1

重要 住宅借入金等特別控除の説明会に来場される皆さんへ

期 日 2月9日(牧之原市指定日)
開設時間 午前9時～午後5時
会 場 島田市地域交流センター
「歩歩路 (ぼぼろ)」(左の地図参照)

持ち物などは、家屋調査時にお配りした冊子『令和2年不動産を取得・譲渡した時にかかる税金』(9～11ページ)で確認してください。

会場への入場には「入場整理券」が必要です(枚数制限あり)。入場整理券は会場当日配付しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も行っていただけます。まずは、国税庁LINE公式アカウントの友だち追加を行ってください。



令和2年分 確定申告(市役所相談会場)のご案内

申告期間 **2月16日(火)**
3月15日(月)

問い合わせ
▶ 所得税等申告 = 島田税務署 ☎0547(3)3121
* 所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。(自動音声案内「0」を選択)
▶ 市・県民税申告 = 税務課 市民税係 ☎230035

市役所の相談会場では、市民税・県民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告A(給与所得など)を中心に申告相談を行います。

【ご注意ください】2月と3月で会場が変わります

相談会場および日程

	相良会場	榛原会場
会 場	市史料館ホール	榛原庁舎4階会議室
期 間	2月16日(火)～26日(金)	3月1日(月)～15日(日)
受付時間	午前8時30分～午後4時(午前8時15分開場)	
相談時間	午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了まで	

- * 地区別の指定日はなくなりましたので、ご都合のつく日に相談してください。
- * 開場前は会場に入れません。
- * 受付人数が多い場合には、時間前に受付を終了する場合があります。
- * 榛原会場は、榛原庁舎正面入口(南側)から開場します。

申告に必要な持ち物

- ▶ 印鑑(朱肉を使うもの) ▶ 申告者本人名義の口座番号がわかるもの ▶ マイナンバーカード(持っていない場合は通知カード+運転免許証などの身分証明書の写し) ▶ 各種控除の証明となる書類(保険料控除証明書、医療費控除明細書など) ▶ 収入の証明となるもの(源泉徴収票、収支内訳書など) ▶ 税務署から郵送されたお知らせハガキなど

相談の際の注意点

- 左ページの「新型コロナウイルス感染症対策にご理解・ご協力を！」の内容を確認・遵守の上、来場してください。
- 事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書が完成していない場合は、申告相談ができません。必ず作成してから来場してください。前年も確定申告をしている場合は、前年の確定申告書や収支内訳書の控えなども持参してください。
- 公的年金から引き去りされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、引き去りをされている本人のみが控除対象となります。
- 市の相談会場では申告できない人(島田税務署の申告会場(左ページの地図参照)で対応)
▶ 土地や株式の譲渡などがあり申告する人 ▶ 1年目の住宅ローン控除がある人 ▶ 消費税の申告をする人 ▶ 令和元年以前の申告をする人 ▶ 青色申告の人 ▶ 贈与税の申告をする人

税理士による無料相談

会 場	市史料館ホール
期 間	2月16日(火)～22日(日) 5日間
相談時間	午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
対象となる人	① 前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く) * 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額 ② ①の人で消費税の課税事業者の場合、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人 ③ 給与所得者および年金受給者(ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人を除く)

* 前年の確定申告書などの控え、確定申告のお知らせハガキを持参してください。